

お試し価格で購入したつもりが…

スマホで検索したサイトでお試し価格600円のフルーツ青汁を注文し、商品を受け取った。一度限りの注文だと思っていたが、再度商品が送られてきて、7,000円の請求書も同封されていた。業者に問い合わせると「お試し価格600円で購入する場合は、定期購入の契約が条件になっている。2回目以降は7,000円で、解約は3回目の商品受け取り後に可能である。このことはサイトにも記載している。」と言われた。解約することはできないのか。
(10代女性)

【アドバイス】

●クーリング・オフの適用はありません

今回の事例は通信販売なので、クーリング・オフは適用できません。

解約の可否は業者がホームページに記載している内容に従うことになります。したがって、「解約は3回目から」等の記載があれば、定期購入の契約をすぐに解約することは原則できません。

●契約内容等は事前に確認しましょう

「お試し価格〇〇〇円」「送料のみ」などと表示されていても、定期購入の契約が条件となっている場合があります。商品を購入する前には定期購入になっていないかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。

●不安や疑問を感じたら相談しましょう

少しでも不安や疑問を感じた場合は、家族や周囲の人、消費生活センターに相談しましょう。

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎^{い や や}188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)
福岡県警察相談窓口 ☎#9110 (24時間対応)



まもりん



みもりん